

政府の基本方針・計画等における女性スポーツ関係の記載について

女性活躍加速のための重点方針 2018（抄）

（平成 30 年 6 月 12 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）

I 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現

1. 生涯を通じた女性の健康支援の強化

（2）スポーツを通じた女性の健康増進

ジュニア層を含む女性アスリートが健康でハイパフォーマンススポーツを継続できる環境を整備するために、女性特有の課題の解決に向けた調査研究や、医・科学サポート等を活用した支援プログラムなどを実施する。また、女性特有の視点とアスリートとしての高い技術・経験を兼ね備えた女性指導者を育成するプログラムを実施する。

スポーツを通じた女性の社会参加や活躍、健康増進を促進するため、女性のスポーツ実施率の向上のためのプログラムの開発やキャンペーンを実施する。また、妊娠・出産等、女性特有のライフイベントによりキャリアが断絶しないよう、女性指導者が活躍しやすくなるような研修プログラムを開発し普及させる。

II あらゆる分野における女性の活躍

3. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成

（3）企業や団体における女性の参画拡大に資する環境整備

④スポーツ分野

女性役員の採用割合が低いスポーツ団体に対し女性アスリート OB や女性コーチ、一般企業の女性経営者などからの女性役員の紹介を通じて、女性役員の採用を促進し、女性役員の採用及び養成システムの構築・改革を目指すスポーツ団体を支援する。

スポーツにおける透明性、公平・公正性の確保はスポーツ活動の基盤であり、女性に対するセクシュアル・ハラスメント及びパワーハラスメントの防止を含めたコンプライアンスの強化は重要な課題である。この認識の下に、各スポーツ団体や弁護士等の専門家と連携してコンプライアンス教育を強化するプログラムを普及させるとともに、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく指導者養成においてスポーツと人権に関するカリキュラムを実施する。

未来投資戦略 2018（抄）

（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）

第 2 具体的施策

I. Society 5.0 の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」等

[4] 「地域」「コミュニティ」「中小企業」が変わる

4. 観光・スポーツ・文化芸術

(3) 新たに講ずべき具体的施策

ii) スポーツ産業の未来開拓

① スポーツを核とした地域活性化

(略)

- ・ 国民のスポーツ実施率向上のための行動計画を本年夏までに策定し、国民全体に対する普及・啓発策やビジネスパーソン・女性・子供・高齢者・障害者等各層の特性に応じた取組を進める。

② スポーツの成長産業化の基盤形成

(略)

- ・ スポーツ経営人材を育成するため、スポーツビジネス特有のスキルを身につけることができる学科(スポーツMBA)や教育プログラムの提供に向けて、カリキュラムや教材等の開発の支援を行うとともに、育成体制の在り方や専門人材等の外部人材の流入(マッチング)促進方策について、本年度中に結論を得る。また、スポーツ団体の女性役員候補者に対する研修、スポーツ・インテグリティ確保のためのスポーツ団体の取組の促進等を実施する。

<参考>

第4次男女共同参画基本計画(抄)(平成27年12月25日閣議決定)

第2部 具体的施策

II 安全・安心な暮らしの実現

第6分野 生涯を通じた女性の健康支援

<施策の基本的方向>

4 スポーツ分野における男女共同参画の推進

生涯にわたる女性の健康を確保するためには、運動習慣の有無が密接に関連することから、生涯を通じた健康づくりのための身体活動を推進するとともに、男性に比べ女性の運動習慣者の割合が低いことなどの課題に鑑み、女性のスポーツ参加を促進するための環境整備を行う。その際、男女の健康状況や運動習慣が異なることを踏まえた取組を進めることができるよう、スポーツ指導者においても、女性の参画を進める必要がある。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も見据え、女性アスリート特有の課題に対応した競技環境の改善を推進する。

※下線は事務局にて付した。

以上